

◎ 各機関が講じた措置の状況

1 指摘事項の措置

指摘のあった機関5機関(5件)

機関	項目	指摘内容	回答があった主な措置	
1	福祉保健総務課	財産	<p>昨年度の定例監査で普通財産の貸付けに係る移動報告の不履行について指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 短期間の貸付についても移動報告の手続が必要であることについて、認識が不十分だった。 (今後の対応策等) 予備監査終了後、移動報告の手続を行うとともに、同手続について職員に周知徹底を図った。</p>
2	中北林務環境事務所	支出	<p>国交付金を活用した恵みの森モデル林整備事業費補助金は、年度内に支払が必要な交付金事業であるが、年度内に補助事業者への支払が完了しなかったため、1,000,000円が交付金の対象とならず、その不足分を県費で充当することとなった。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 関係所属との意思疎通や情報収集が十分でなかったこともあり、当該事業が国交付金を活用する間接補助事業で年度内に事業者への支払を完了する必要があるとの認識が所内で不足していたため、年度内に完了検査を行ったものの3月31日までに支払が完了しなかった。 (今後の対応策等) 事業を実施するにあたっては、国補助金等の財源や交付要綱等を十分認識するとともに、間接交付金事業等は年度内に事業者へ支払を完了させるよう進捗管理を徹底して適切な事業執行に努める。</p>
3	峡東林務環境事務所	支出	<p>国交付金を活用した恵みの森モデル林整備事業費補助金は、年度内に支払が必要な交付金事業であるが、年度内に補助事業者への支払が完了しなかったため、1,000,000円が交付金の対象とならず、その不足分を県費で充当することとなった。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 関係所属との意思疎通や情報収集が十分でなかったこともあり、当該事業が国交付金を活用する間接補助事業で年度内に事業者への支払を完了する必要があるとの認識が所内で不足していたため、年度内に完了検査を行ったものの3月31日までに支払が完了しなかった。 (今後の対応策等) 事業を実施するにあたっては、国補助金等の財源や交付要綱等を十分認識するとともに、間接交付金事業等は年度内に事業者へ支払を完了させるよう進捗管理を徹底して適切な事業執行に努める。</p>
4	産業政策課	重点事項	<p>扶養手当について、次のとおり不備があった。 ①認定対象とならない者を認定し、支給しているものがあった。 ②扶養親族届が提出されていないにもかかわらず、支給されているものがあった。 ③支給終了月の認定に誤りがあり、過大に支給されているものがあった。 (合計251,439円)</p>	<p>(発生原因の検証結果) ①②③いずれも、収入額の増減、必要書類及びその内容、支給終了日等の適宜適切な確認を怠ったことが原因である。 (今後の対応策等) ①②③ともに、該当職員に係る扶養手当はれい入済みである。 今後は、担当者の引継書に留意事項を記載し再発防止を図るとともに、チェック機能を担っている職員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
5	観光文化・スポーツ総務課	給与	<p>週休日の振替に係る時間外勤務手当等について、次のとおり不備があった。 ①やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。 ②同一週内に振替を行った週休日の勤務に対して、誤って1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について支給する時間外勤務手当が支給されているものがあった。 ③振替を行わず勤務した週休日や代休日を指定せず勤務した休日について、週休日における時間外勤務手当や休日勤務手当が支給されるべきところ支給されず、誤って1週間の勤務時間が38時間45分を超えた場合に支給する時間外勤務手当が支給されているものがあった。 ④人事給与システムへの入力に誤りがあり、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について支給する時間外勤務手当が過大または過少に支給されているものがあった。 ⑤振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。 (過大22,142円 過少282,364円)</p>	<p>(発生原因の検証結果) 事業課及び幹事課で制度の認識が十分でなかったことが主な原因である。 (今後の対応策等) 過大支給分については、れい入済みであり、過少分については、追給済みである。 本事案について部内各課と情報共有し、やむを得ず同一週外の振替となる場合は、部内各課(庶務担当)での1次チェックに加え、幹事課(総務経理担当)において2次チェックを行うことにより、再発防止に努める。</p>

2 指導事項の措置(主なもの)

指導事項のあった機関72機関(110件)

項目	指導内容	回答があった主な措置
収入 (44件)	<p>○収入未済があったもの(39件)</p> <p>[警察本部] 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①放置違反金(放置駐車違反) 令和4年度分 先数 1件 105,000円 ②弁償金(交通信号機修繕工事経費の弁償) 令和4年度分 先数 1件 1,441,000円</p>	<p>(今後の対応策等)</p> <p>①継続した所在調査等を行って徴収に努めた結果、全額の徴収を完了した(令和5年9月14日、同年10月12日)。引き続き適正な歳入事務に努める。 ②本件については、債務者が破産し免責許可の決定が確定していることから、現在も未納付となっているが、自由意志に基づく債務履行の可能性があるため、今後も適切な債権管理を継続していく。</p>
支出 (8件)	<p>○返納金・れい入金が期限内に収納されていなかったもの(3件)</p> <p>[統計調査課] 次のれい入金について、令和4年度内に収納されていないものがあった。 ①令和5年住宅・土地統計調査単位区設定交付金精算に伴うれい入金 先数 1件 6,438円 ②令和4年度経済センサス調査区管理市町村交付金精算に伴うれい入金 先数 1件 2,000円</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>出納閉鎖前に各市町村担当者にれい入金の納入状況について確認したところ、一部未納であることが判明し、当該自治体では即時納付処理を行ったが、収納代理金融機関からの払い込みであったため、県への計上日が出納閉鎖の翌日となってしまった。計上日まで日数を要することを考慮し納期限を設定していたが、当該自治体による新旧担当者の引継ぎが不十分で、納期限までに納入すべきという共通理解がなされていなかった。 (今後の対応策等) 出納閉鎖期間の歳入については、納期限が近づいたら担当者が財務会計システムで収納状況を確認するとともに、納付が確認できない納人に対しては、電話連絡等により納付状況を把握し、期限内納付を促すよう課員に周知徹底した。また、市町村説明会等の機会に、再発防止に努めるよう注意喚起を行った。</p>
給与 (16件)	<p>○諸手当が適切に支給されていなかったもの(15件)</p> <p>[農政総務課] 週休日の振替に係る時間外勤務手当について、次のとおり不備があった。 ①やむを得ない理由で同一週内に振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたとして、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額が時間外勤務手当として支給されていたが、当該週に休日があったため、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、時間外勤務手当が過大に支給されているものがあった。 ②振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されているものがあった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>①週休日の振替に関する勤務状況システムの確認が不十分であり、同一週内に休日があるにもかかわらず1週間の勤務時間が38時間45分を超えたものと認識して、過大に時間外勤務手当を支給していた。 ②振替を行い勤務日となった日に時間外勤務を行う際に、振替申請の決裁を受ける前に時間外勤務申請の命令がされたため時間外勤務が週休日の区分となっていたが、勤務状況システムの確認が不十分であり、修正入力を行わず支給していた。 (今後の対応策等) ①②の過大支給分については、れい入処理済みである。 既に農政部内各課の全職員に対して制度を周知するとともに、各課庶務担当者に対して月末の集計処理の際に実績が把握できる資料の提出を徹底した。また、幹事課として勤務状況システムの入力内容の確認を徹底するため、確認事項を記載したチェックリストの作成や複数人による提出資料の確認により、再発防止を図る。</p>
物品 (10件)	<p>○占有物品の管理が適正に行われていなかったもの(5件)</p> <p>[DX・情報政策推進統括官] 賃借物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>契約金額が一件5万円以上の物品の借入れについて、占有物品受入調書及び占有物品払出調書が必要であることを失念していた。 (今後の対応策等) 直ちに財務規則の規定に従い占有物品受入調書を作成した。 また調書の作成が適切に行われるよう、契約手続きのデータを保存しているフォルダに当該物品関係資料を保存するとともに、職員に周知徹底と情報共有を図った。</p>
財産 (15件)	<p>○行政財産使用料の算定に誤りがあったもの(2件)</p> <p>[福利給与課] 電気通信設備に係る行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため、過大に徴収していた。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>公有財産台帳価格の5年に一度の改定年であったが、改定通知等の確認が不十分のまま、旧価格により行政財産使用料を算定してしまった。 (今後の対応策等) 行政財産使用料について再計算し、過徴収分については還付済みである。 今後は、行政財産使用料条例や通達に則った事務手続が適切に行われるよう、確実な事務引継や年度末会計チェックリストへも項目を新たに追加するなど、再発防止に努める。</p>

項目	指導内容	回答があった主な措置
契約 (15件)	<p>○契約書の特記事項に関する不備があったもの (3件)</p> <p>[環境・エネルギー政策課] 家庭用省エネ機器導入支援事業業務委託契約書において、情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は発注者である山梨県知事に対して受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 情報セキュリティに関する書面を徴することについて、認識が不足していた。 (今後の対応策等) 直ちに委託事業者より、受託業務に係るセキュリティ責任者及び業務従事者についての書類を徴した。 今後は、契約に基づく事務手続が適切に行われるよう職員に周知するとともに、契約業務の執行状況の確認と併せ、必要書類が揃っているかのチェックを随時行うことで再発防止に努める。</p>
工事 (2件)	<p>○工事に係る事務処理に不備があったもの (2件)</p> <p>[男女共同参画・共生社会推進統括官] 山梨県立男女共同参画推進センター（びゅあ総合）焼却炉解体撤去工事において、建設工事約款（小工事用）第1条第5項及び第29条第2項に基づき、完成届を受領後14日以内に当該検査の結果を書面により通知しなければならないが、なされていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 認識不足のため、検査結果の通知を書面によらず、口頭のみで行っていた。 (今後の対応策等) 今後については、本案件類似工事の際には次の点について十分に確認した上で契約を締結、工事事務の処理を行うこととし、再発防止に努める。 ①建設工事約款を適用する必要がある工事であるか否か ②請書や契約書の記載内容の精査 ③建設工事約款の適用がある場合には、制度所管課に確認をとりながら工事を進める</p>

監査結果の報告及び公表に係る法令の規定

<p>監査結果に基づく措置（地方自治法第199条第14項）（監査結果措置状況の報告・公表） 「監査委員から・・・監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会・・・その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（・・・）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知の内容を公表しなければならない。」</p>
--